

第12回 議会改革特別委員会

開催日 平成24年2月13日（月曜日）

出席委員 委員長：鈴木和彦 副委員長：望月厚司

委員：松谷 清 鈴木節子 早川清文 山根田鶴子 尾崎剛司 遠藤広樹
三浦雅司 遠藤裕孝 佐野慶子 白鳥 実 石上顕太郎 近藤光男
栗田知明 片平博文 沢入育男

欠席委員 委員：繁田和三

その他の出席者 議長：剣持邦昭 副議長：井上恒彌

議題

○ 前回の確認等

〈協議〉

1 最優先協議事項

第4章 市長等と市議会に関する規定

（市長等からの説明、資料提供について）

2 最優先協議事項

資料1

第5章 議会運営（質疑応答の方式について）

3 協議事項A（前回提出の資料6～資料8）

（1）第3章 参考人、公聴会制度の活用

（2）第5章 正副議長の選出過程の透明化

（3）第6章 i 政策執行に関する監視、評価

ii 大規模災害時の議会・議員の対応

4 次回の開催日について

（1）第13回の委員会

日時 平成24年2月29日（水）午前10時～

会場 第2委員会室

（参考）

（1）第14回以降の日程について

第14回 平成24年3月22日（木）午後1時30分～

第15回 平成24年4月4日（水）午前10時～

第16回 平成24年4月19日（木）午前10時～

第17回 平成24年4月26日（木）午前10時～

協議内容

1 最優先協議事項

第4章 市長等と市議会に関する規定

§ 下記のとおり決定（平成24年1月25日の委員会の資料4参照）

「市議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。」

2 最優先協議事項

第5章 議会運営（質疑応答の方式について）

§ 引き続き協議する

3 協議事項A（平成24年1月25日の委員会の資料6～資料8参照）について、事務局から説明

- (1) 第3章 参考人、公聴会制度の活用
- (2) 第5章 正副議長の選出過程の透明化
- (3) 第6章 i 政策執行に関する監視、評価
ii 大規模災害時の議会・議員の対応

1 第4章 市長等と市議会に関する規定（議会活動の報告、市民意見を聴く機会の確保について）の主な意見

- 委員長 議会基本条例は、市議会に関する基本的事項を規定するものであり、市長等に対することを積極的に規定するものではないということから、前回、正副委員長案として示したものを改めて提示する。
- 自民党 委員長が示した案に賛成。議会基本条例は、議会運営の基本原則を定めるものであり、市長等に何かを義務づけることを積極的に規定すべきではないと考える。
- 共産党 議会基本条例には、市議会と当局との関係を明確に位置づける必要がある。議会からの資料要求に対して、当局の対応を規定することは必要。
- 虹と緑 市長に対する規定を設けることは必要。
- 市民クラブ 議会が当局に資料請求できることは当然。基本条例には、請求したとき当局の対応について明確に規定すべき。
- 清庵クラブ 議会基本条例の条文の冒頭は「議会は」という主語を明確にすべきであり、「市長等は」ということは入れなくてよい。
- 市民自治福祉クラブ 議会の立場と市長の立場の両方を書き込むべき。

2 第5章 議会運営（質疑応答の方式について）についての主な意見

- 自民党 わかりやすく論点を整理した質問のためには、質問する側も論点を明確にしなければならぬ。当局の答弁がわかりにくいという話ではなく、質問する側も責任を負

っている。

質問の順番に沿って答弁することで、わかりやすくすることも可能。

一問一答方式ありきではなく、質問と答弁が整理されることが重要。

○市民自治福祉クラブ 一問一答方式や反問権を本会議に取り入れても問題はない。

○公明党 議員も答弁者も市民にわかりやすい内容にする必要がある。分割質問分割答弁、一括質問一括答弁、一問一答などから選択できる方法にしたい。

通告制と持ち時間制は従来どおり。質問回数は3回を目安に、答弁を引き出せるような質問をする。

○新政会 わかりやすい質問にするために、一問一答方式と一括質問一括答弁方式の選択制にする。通告制は今の制度の中でやっていけば可能ではないか。

○共産党 本会議での質問は事前にレクをし、答弁書を用意して、原稿を読み上げるようになっているが、本来は政策に対して論戦することが重要。一問一答制との選択制にすべき。

○虹と緑 一問一答方式と一括方式の選択制にしたい。

○市民クラブ 一問一答方式に固執しないが、選択制は必要。当局の答弁に沿って質問をしていく。

○自民党 静岡市議会での審議は本会議中心から、委員会中心の運営に改善されてきた。本会議を委員会並みにするのであれば、委員会も本会議のように会派持ち時間制を導入するとか、その運営方法を議論すべき。

一問一答と一括方式の選択制とした場合、そのための運営方式を検討する必要があるが、会派持ち時間制の場合は、逆に質問時間が制限されるのではないか。

議会基本条例にそこまで規定する必要があるのか
